

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」開催要綱

1. 目的

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきた。

こうした中で、待機児童数は着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめたところである。

一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、これが地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。

このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討することとする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 主な検討事項

- (1) 地域における保育所等の役割に関すること
- (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
- (3) その他保育所や保育士等の在り方に関すること

4. 運営

- (1) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、検討会を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。検討会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (3) 検討会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。

ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」構成員名簿

(五十音順、敬称略)

石井 章仁 大妻女子大学 准教授

◎ 倉石 哲也 武庫川女子大学 教授

○ 古賀 松香 京都教育大学 教授

坂崎 隆浩 社会福祉法人清隆厚生会 こども園ひがしどおり 園長

坂本 純子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 副理事長

高谷 俊英 社会福祉法人 正蓮寺静蔭学園 正蓮寺こども園 園長

田中 健 高知県教育委員会事務局幼保支援課 課長

遠山 芳雄 相模原市こども・若者未来局参事兼保育課 課長

開 仁志 金沢星稜大学 教授

星 義孝 湧別町健康子ども課 課長

堀 科 東京家政大学 准教授

森田 信司 社会福祉法人信光園 若江こども園 施設長

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

◎：座長 ○：座長代理